## 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

## 〇都道府県構想の目的

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定(平成7年の3省通知に基づく制度)。

## ● 新しいマニュアルのポイント

- ① 人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した初のマニュアル。
- ② 汚水処理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込むこととした。
  - ・今後10年程度を目標に、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」(概成)を目指し、効率的かつ適正な整備手法の選定(図 1 上段)を行うとともに、アクションプランでは早期整備の観点から弾力的な対応を検討する(図 1 中段)。
  - ・水環境の保全(高度処理の必要性、早期整備による水環境改善等)、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用(農業用水としての再利用等)、汚泥の利活用(エネルギー利活用及び堆肥化による農地への利用等)の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化も勘案する。
- ③ 持続可能な汚水処理の運営を行うため、未整備地区の整備手法だけでなく、<u>長期的(20~30年)な観点から既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法についても併せて検討することとした(図 1 下段)。</u>

## 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

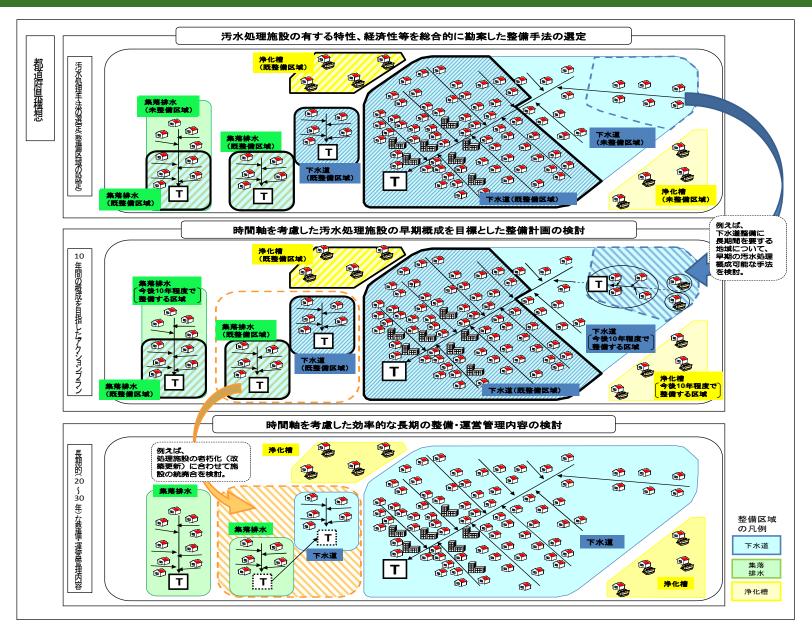


図-1 時間軸を考慮した汚水処理施設整備手法の概念